

議員の寄附行為禁止に関する決議

議員等は、公職選挙法により、選挙区内の有権者に対して、本人が出席する結婚式の祝儀及び葬儀の香典以外は、冠婚葬祭及び各種行事等のいかなる名目の寄附行為も禁止しており、厳しい罰則規定が定められている。また、選挙区内にある者に対し、答礼のため自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状等を出すことも禁止されている。ところが、平成2年の公職選挙法改正以来、これらの禁止事項違反に対する、告発、並びに検察庁に書類送検されるなどの事例が全国的にあとを絶たないことは誠に遺憾である。よって、清瀬市議会は、このような現状に鑑み、議員自らの自覚と責任において、改めて法令遵守を確認するとともに、引き続き、市民の信頼を得るよう努めるものである。

以上、決議する。

平成17年12月20日

清瀬市議会